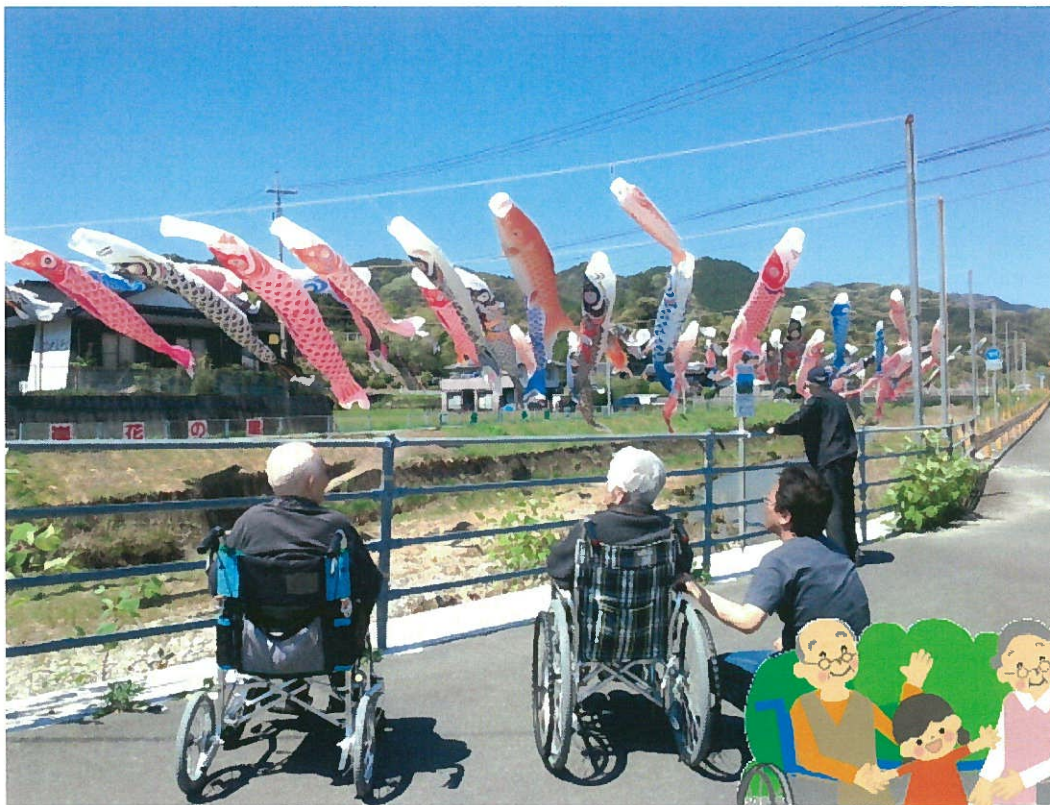




社会福祉法人
ひとつの会

グループホーム (認知症対応型共同生活介護)

徳地あいおい苑



グループホーム徳地あいおい苑 利用料金表

法定代理サービス

(認知症対応共同生活介護、介護予防認知症対応共同生活介護)

(単位)

要介護区分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	748	752	787	811	827	844

(短期利用共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護)

(単位)

要介護区分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	776	780	816	840	857	873

加算名	単位数 (単位)	加算及び算定の内容	
①初期加算	30/日	・入居後30日間に限り一日あたりの加算料金。 ・医療機関へ30日を超える入院の後、再び入居した場合。	
②入院時費用	246/日	入院後3か月以内に退院が見込まれ、退院後再入居の受け入れ態勢を整えている。月6日を限度とする。	
③看取り介護加算	72/日	死亡日以前31日以上45日以下	
	144/日	死亡日以前4日以上30日以下	
	680/日	死亡日以前2日又は3日	
	1,280/日	死亡日	
④医療連携加算	39/日	日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に対応がとれる等の整備がある。	
⑤退院時相談援助加算	400/回	退居時後、居宅または地域密着サービスを受けるにあたり、市や地域包括支援センター等に必要な情報を提供した場合。	
⑥口腔衛生管理体制加算	30/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合。	
⑦サービス提供体制強化加算		手厚い介護体制が確保されている。	
	(Ⅰ)	22/日	○介護福祉士による評価
	(Ⅱ)	18/日	○長期勤続職員による評価
	(Ⅲ)	6/日	○常勤職員数による評価
		※介護職員配置による選択	
⑧介護職員処遇改善加算Ⅰ	11.1%	基本料金と加算料金①から⑦の合計に対しての加算率	
⑨介護職員等特定処遇改善加算	3.1%		

※自己負担額は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に応じた負担割合分の金額となります。

※要支援2は、上記③④を除きます。

※短期入所共同生活介護は、上記①③⑥を除きます。

※償還払いについて

保険料の滞納により、いったん料金を全額をお支払いいただく場合があります。その場合は後日、お住まいの市町村の窓口で申請していただくと、サービス利用料金の負担割合に応じ払い戻されます。その申請に必要な「サービス提供証明書」を発行します。

法定外給付

～ 全額ご利用者の負担となるサービス ～

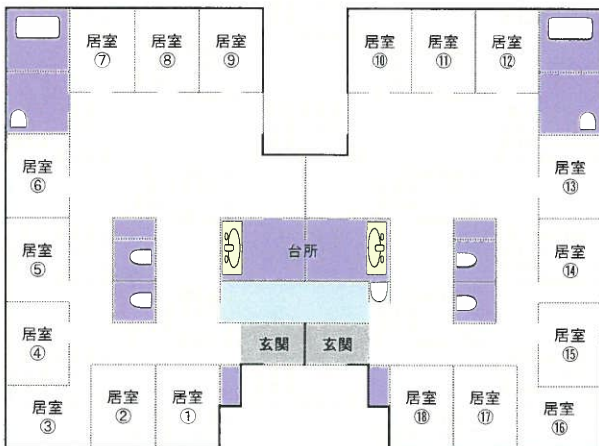
種 類	内 訳
食材代	1日 1,500円 (朝食 400円・昼食 550円・夕食 550円)
家賃 (居室の利用)	1日 1,230円 (個室)
水光熱費	1日 500円 (共益費)
レクリエーション クラブ活動	材料費等実費 ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加した場合
その他必要となる 諸費用	実費 医療費、おやつ代、オムツ代、理美容代等
敷 金	入居時 111,000円 退居時に、居室等の原状回復費用を差し引いて返却いたします。

※冬期加算(暖房費) 2,070円/月(11月～3月)

※入院期間の利用料金について

入院期間については、概ね30日程度は居室を確保いたしますので、入院2日目より日額1,230円を申し受けます。ただし、ご利用者およびご家族の了承を得て、当該居室を短期利用共同生活介護(ショートステ





◆施設設備

- 全個室 18名 (2ユニット)
- 台所・食堂・風呂 (各2カ所)
- トイレ (6ヶ所)
- スプリンクラー設備あり

◆利用対象者

- 山口市に住民登録がある
- 認知症がある
- 要介護認定 (要支援2、要介護1～5) を受けている方

◆◆ お問い合わせ ◆◆

グループホーム徳地あいおい苑

〒747-0231 山口市徳地堀1785-1

TEL : 0835-53-1188

E-mail : tokuji_aioien@hitotsunokai.jp

※ 見学については、随時受け付けております。
ご遠慮なくお問い合わせください。